

第27回  
青森県景観形成審議会  
議事録

令和2年2月10日（月）

日 時：令和2年2月10日（月） 午後1時30分から

場 所：青森県庁西棟8階大会議室

出席者：会長 河村 信治  
委員 木村 光徳  
委員 工藤 真人  
委員 坂本 公勇  
委員 佐藤 光輝  
委員 篠崎 幸恵  
委員 山中 恵美子

以上7名出席

議 事 屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定の改正について

### 【事務局】

ただ今から第27回青森県景観形成審議会を開催いたします。

今回、県議会議員の任期満了に伴う改選により、お手元の青森県景観形成審議会委員名簿のとおり委員に変動がございましたので、ご紹介をさせていただきます。本日はご欠席されておりますが、青森県県議会議員工藤兼光様にご就任いただいております。

また、本日の出席状況につきましては、ご出席予定でございました工藤雅世様が体調不良のため急遽ご欠席される事となりましたことを申し上げます。

なお、委員12名のうち、7名が出席されており、出席者の総数が半数を超えておりますので、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

(配付資料の確認 省略)

なお、今回の審議会では、試行的にA I音声認識サービスを活用した議事録を作成予定でございます。発言される場合は、必ずマイクをご使用下さいますようよろしくお願いいたします。

それでは、このあとの進行につきましては、青森県附属機関に関する条例の規定によりまして、会長が会議の議長となりますので河村会長にお願いいたします。

### 【河村会長】

それでは、議長を務めさせていただきます。本日は、年度終盤のお忙しい時期にご参加いただきまして、委員の皆様どうもありがとうございます。本日は諮問による審議事項1点と、事務局からの情報提供ということで、比較的コンパクトに進められるかと思っております。どうか皆さんご協力よろしくお願いいたします。

まず最初に、本日の議事録の署名を委員の方2名こちらからご指名させていただきます。工藤真人委員、それから山中委員、本日お願いできますでしょうか。

### 【工藤真人委員・山中委員】

はい。

### 【河村会長】

それでは、よろしくお願いいたします。

では、まず初めに、議事「屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定の改正について」、こちらについて、事務局より説明をお願いします。これは諮問案件でございます。

**【事務局】**

（「資料1-1」、「資料1-2」により、「青森県屋外広告物条例告示の改正案」、「屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定の改正」について説明 省略）

**【河村会長】**

はい、ありがとうございました。今の説明に対しまして、諮問の内容自体は限定的なものでございますが、不明な点等を含め、質問、ご意見等ありましたら、どうぞ挙手お願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。もしご異議なければ、この「屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定の改正について」、事務局より諮問された内容でよろしいでしょうか。

**【委員一同】**

異議なし。

**【河村会長】**

はい。では、ご異議なければ、原案通り決定させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは続きまして、事務局よりの情報提供、数件ございます。説明の方よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

（「資料2-1」により、「縄文遺跡群周辺景観形成事業」について説明 省略）

**【河村会長】**

今、もし質問とかアドバイスとかあればお願いします。後でもう一回まとめてでも結構でございます。今、急いでここは指摘しておきたいとか言っておきたいとかいうことはございませんか。

篠崎委員、お願いします。

**【篠崎委員】**

今、緩衝地帯の景観形成モデルの策定ということでやられてるという案で示された色彩のマンセル値のことで質問です。これは共通でこの赤い純色の部分は禁止にすることによって決めようと思われていると聞いていいのでしょうか。

### 【事務局】

大きい意味ではそうですが、県としては、モデルとして「この赤枠のところは禁止した方が望ましいですよ」というのを市町村に提唱した上で、それぞれの市町村で住民説明会とかをやりながら、赤枠部分を具体的にもっと大きくしたり、場合によってはちょっと小さくしたりといったことを検討しているというところでございます。

### 【篠崎委員】

わかりました。それで、赤枠の下の凡例のところの外壁の推奨色と屋根色の推奨色があるんですけども、これに関しても案として出していくということでしょうか。

### 【事務局】

こちらに関しても、それぞれの市町村に案として示しております。実は、それぞれの周辺の住宅などを分析した上で、周辺の景色と合わせて案は示させていただいて、そこに関しても今それぞれ市町村で具体的に検討しております。なので、場合によっては、外壁と屋根の推奨色についてはばらばらに2つに分けないで1つになるかもしれないし、そこはまだ確定してはおりません。

### 【篠崎委員】

わかりました。景観計画の中で、この色彩の基準っていうのはいろいろなところでやられているんですけども、基本的な考え方として、今これだとマンセル値で、どの色相も、要するに赤も青も各色相全部が同じその一番端っこですよ。この横軸は鮮やかさを表す彩度という軸ですけども、そこも全部同じところが囲ってありますよね。マンセル値というのは、実際にはですね、一番最高彩度、要するに純色の位置っていうのが色相によって違うんですね。なので、これを同じ位置にしてしまうと一番懸念されるのが、赤い位置のところは何の色もないところですよ。黄緑を過ぎて、緑系からその一番下ですね。5G、この緑系から右上の5BG、5Bそのあたりまで全部ないんですよ、最高の純色が。ということは、純色であっても最高彩度が8とかそのくらいの指標になってしまうので、例えば、赤がすごく目立ちやすいという事例でありましたけれども、自然の景観の中だと人工物の青というのもすごく目立ったりして、真っ青な強い青の建物というのがこれだと禁止できないんですよ。なので、その純色の部分を外すのであれば、マンセル値の横軸の同じ部分、これでたぶん9以上になるのかな、を囲うのではなくて、各色相の鮮やかな部分、これを取った方がいいんですね。

ちなみに各都市でやっている一つの事例としては、一番自然物の中で多い、YR系と言われる左側の上から2番目の5YRですね。それとその下の5Yのちょうど中間にある10YRというのがあるんですけど、そこが一番いろんな建物にしても、自然物にしてもたくさん色が出てくるところになります。なので、この5YRに関してはですね、

彩度が6ぐらいまでは、壁面としてでも結構出していいでしょう。でも、それよりも超えちゃうとやっぱりオレンジが強くなってるので注意しましょうということになります。それ以外の色相に関しては赤系だと4ぐらいまで、赤黄色系だと4ぐらいまでかな。あと他の色相に関してはもっと低い3ぐらいまでとか結構厳しくいます。なので、これだと規制というよりも、今あちこちでやっている景観計画の色彩基準と比べたらほとんど規制してないのと同じような感じになってしまうので、ちょっと心配ですね。規制であればもうちょっと強めにして、実際に調べても、全然問題ないくらい低い地味な色の建物がほとんどです。もっときつくした方が、逆に他のつがる市さんとかに出すにしてもいいのかなっていう気はちょっとしました。

**【河村会長】**

はい、専門家の方の貴重な御意見ありがとうございます。ここら辺は今から修正ということによろしいでしょうか。

**【事務局】**

はい、ありがとうございます。一度、市町村の方には案として示しているのですが、本日のご意見を踏まえてまた改めて示していこうと思います。あと、マンセル値という、定量的な面だけではなく、実は定性的な面でも厳しく規制もしておりますので、今のような懸念はないように、しっかりと県の方でも指導していきたいと思います。どうもありがとうございました。

**【河村会長】**

はい、後からまたテーマを遡ってでも結構ですので、アドバイスいただければと思います。それでは、続いて2番目の「ふるさと眺望点の追加指定について」の説明をお願いします。

**【事務局】**

(「資料2-2」により、「ふるさと眺望点の追加指定」について説明 省略)

**【河村会長】**

はい、ありがとうございました。既に告示されているということですのでございますけれども、これに関して、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。なかなかいろいろな問題を孕んでいるとしながらも、自治体の圏域にまたがっている点では、まさに県の仕事ではあるかと思えます。

よろしいでしょうか。それでは先に進めさせていただきまして、次はですね、昨年、この審議会で情報提供がございました件の、その後の状況のご説明ということで、「あ

おもり景観・観光まちづくり推進事業」についての説明をお願いいたします。

【事務局】（「資料2-3」により、「あおもり景観・観光まちづくり推進事業」について説明 省略）

【河村会長】

はい、ありがとうございました。これにつきまして、ご質問、ご意見、アドバイス等ございますでしょうか。

ちょっと私からすみません。質問なのですが、十和田湖畔で、社会実証実験、十和田湖マルシェをやっているらしいんですが、時期はいつぐらいでしょうか。

【事務局】

これはですね、10月の3週目となっております。

【河村会長】

昨年10月、令和1年の10月でしょうか。

【事務局】

はい。ちょうど、道路課の方でエコロードフェスタという催しを開催しておりまして、その際に、シャトルバスを通しながらの社会実験として行っているところです。

【河村会長】

なるほど、はい、ありがとうございます。

他に何かございますでしょうか。それでは、なければ次の大規模行為届出件数についてのご説明、お願いいたします。

【事務局】

（「資料2-4」により、「大規模行為届出件数」について説明 省略）

【河村会長】

はい、ありがとうございます。

この件に関しまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

では、もう一回今までの情報提供について、前の方に振り返っていただいても結構ですが、年に1回の審議会でございますから、専門的な見地からもしご意見等いただければありがたいのですけれども。

よろしいでしょうか。はい、坂本委員お願いします。

【坂本委員】

坂本と申します。先日の2月7日のデーリー東北の新聞記事の中に、八戸市では『是川 景観重点地区に』という表題で載っていたんですけども、文章の中に「景観形成に関する基準は市内一律だったが、重点地区を指定して新たなルールを加え」というふうにあるんですけども、他の地区でもそのような一律な格好で、各市町村というか、指定を受けてるところはやってるのか、一方、市ごとに違うというのはどのくらい違うのか教えていただければと思います。

【河村会長】

はい、ご質問ありがとうございます。事務局の方からどうぞ。

【事務局】

はい、ご質問ありがとうございます。

景観計画は、県の方で一番最初に作りまして、その後、国の方で景観法ができた時に、中核市、今でいうと青森市と八戸市に関して、必ず県から独立して作りなさいというようなことになったという経緯もございまして、青森市や八戸市は、今の縄文遺跡の周辺だけを特別強くやってるような特徴的な景観計画を作ってこなかったという実情がございまして。

八戸市に関しては、今回是川遺跡を景観重点地区にする中で、是川遺跡だけでなく、改めて市全体を見直して、もっと他のところも同じようにやればいいのかということで、坂本委員からお話があった新聞記事にあったように、今回、八戸市の景観審議会の中で、中心街、八戸駅周辺、田向、陸奥湊、種差海岸の5地区も景観重点地区の候補とする報告があって、景観計画の改正案を作成したということでございます。

あと、県内の他の地域の状況でございしますが、他に県内で景観計画を持っているのは、弘前市と黒石市になります。弘前市と黒石市はもともと中核市ではありませんので、自分たちで考えて、景観計画を持ちたいということで、県から独立して景観計画を持つようになったところでございます。

例えば、弘前市であれば、お城の周りとか相当厳しい規制をもととしております。弘前城の本丸から、岩木山の方が見える景色、美しい景色なのですが、その間に例えばビルとかが建ったりして景色が悪くなるといけないということで、視点場を設定して、そこから岩木山が見える範囲に建物を建ててはいけませんよという、風力発電と似たような規制をやっていたり、街なかの端から五重塔が見えるようなところの規制をされていたりします。

黒石市に関しても、こみせ通り周辺に関して、それなりに厳しい規制を他のところとは違う色付けをしているというようなことはございます。



【坂本委員】

ありがとうございました。

【河村会長】

はい、それでは工藤委員。

【工藤真人委員】

工藤といいます。2つございまして、バッファゾーンのですね、景観形成モデルの策定ということで、この「縄文遺跡群周辺景観形成事業について」という資料の2枚目のですね、いろいろ条文がございますけれども、例えば、青森市に関しましては、この条文のですね、県現行に上乘せする内容というものが、青森市のバッファゾーンの形成、景観形成モデル策定にあたり上乘せされるのでしょうかという質問が1つと、それから、バッファゾーンの視点場から見える既存の建物の、例えば色であるとかそういうものの規制というのは、どのように考えてらっしゃるのか、以上2点です。

【河村会長】

はい、事務局お願いします。

【事務局】

はい、青森市の事例ということでございますが、青森市に関しては、まだ景観条例や景観計画の改正をしておきませんので、今策定に向けて動いているという状況でございます。詳細に関しては、これから示していくということになると思うのですが、基本的に、例えば、届出対象行為として、どのようなエリアを届出対象にするかというようなことに関しては、基本的に4道県統一でやっつけようということにしております。これは、規制というよりは届出をしてくださいということですが、三内丸山遺跡の周辺とか、小牧野の周辺とか、そのバッファゾーンでは同じような届出をさせるような感じになると思います。

具体的な規制の話に関しては、それぞれ検討しているということになるので、詳細はまだわからないところではありますが、いずれにしても同じように、ある程度の色とかを規制をしていくということになると思います。その中で、既存の建物の取扱いがどういうふうになるかということに関しては、青森市の事例ですと、青森市がどういうふうに位置づけをするかというのがわからないところもあるのですが、今県の方で一緒に考えているつがる市とか七戸町とかですと、既存の建物に関しては、すぐに規制がかかるというものではなく、例えば、全面的に外壁をやり直すとか、家を建て替えるとかそういうような時に届出が必要になるということになりますので、今ある既存の色が合はなかったとして、すぐに直してくださいという話になるというものではございません。

【河村会長】

よろしいでしょうか。他に、いかがでしょうか。はい、篠崎委員お願いします。

【篠崎委員】

篠崎です。ただいまの届出の行為に関してなんですけれども、届出をさせて、それに対して基準とちょっとずれていると、その場合にはどういった対応を県の方はされるつもりですか。

【事務局】

実際に、景観計画を作るのは市町村の方になるので、市町村の立場だとしてお答えします。もし、景観基準に合わないような届出が来た場合に関しては、届出があった時点で修正するようにお願いするとか、そういうことになります。具体的に、届出に関して、法律だと30日前までというのがありますが、それだとなかなか改善が間に合わないというようなことが実情としてございます。それぞれの市町村で最終的に条例を決めるのでまだ確定したわけではないのですが、事前協議制度というのを検討してもらうことにしておりまして、事前に相談していただいて、その中で指導をしていって、最終的に30日前までにはしっかりと届出して施行してもらうというようなことで対応していると考えております。

【篠崎委員】

はい、ありがとうございます。

【河村会長】

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日予定した案件については終了いたします。

進行を事務局にお返しいたします。

【事務局】

委員の皆様方には、長時間にわたりご検討いただきまして、誠にありがとうございました。それでは最後に事務局よりお知らせがございます。

(閉会の挨拶、任期についてのお知らせ 省略)

それでは、これもちまして、第27回青森県景観形成審議会を閉会いたします。本日は、お忙しいところ誠にありがとうございました。